

令和7年度徳島県サービス管理責任者等研修(実践研修)開催要領 (サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修)

1 目的

障害者総合支援法及び児童福祉法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的として実施します。

2 実施主体 徳島県(徳島県障がい者相談支援センター)

3 研修日程等【全3日日程】 講義1日＋演習2日(計3日間)

	【A 日程】	【B 日程】	定員
1 日目 (講義)	令和8年2月10日(火) ※オンライン(Zoom)		132名
2 日目 (演習)	令和8年2月16日(月)	令和8年3月9日(月)	【A 日程】 72 名 【B 日程】 60 名
3 日目 (演習)	令和8年2月17日(火)	令和8年3月10日(火)	
会場	徳島県立総合教育センター ＜研修室2・3・4＞	徳島県立総合福祉センター ＜ホール＞	※【A 日程】と 【B 日程】で 会場が異なります。

※演習内容は、A 日程、B 日程ともに同じです。

※申込者数によっては、一部の日程のみの開催となる場合があります。申込フォームに演習の希望日程を入力していただきますが、申込状況によっては御希望に添えない場合があります。あらかじめ御了承ください。

※研修内容については、別添「令和7年度徳島県サービス管理責任者等研修(実践研修)カリキュラム」を御確認ください。

4 研修の対象者 ※県外事業所の方は受講できません。

研修に必要な全日程を受講できる者で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者

(1) サービス管理責任者等研修(基礎研修)及び相談支援従事者研修(初任者研修Ⅱ)修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業等において通算して2年以上相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとする者。

(2) 平成31年4月1日において、旧カリキュラム(平成30年度以前)のサービス管理責任者等研修を修了した者であって、同日以降に相談支援従事者研修(初任者研修Ⅱ)修了者となった者で、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとする者(相談支援従事者初任者研修(初任者研修Ⅱ)修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業等において通算して2年以上相談支援の業務若しくは直接支援の業務に従事した者に限る)。

(3) サービス管理責任者等研修(基礎研修)受講開始日においてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の配置に係る実務経験要件を満たしている者で、同研修及び相談支援従事者研修(初任者研修Ⅱ)修了後、本研修の受講開始日前5年間に指定障害福祉サービス事業等において通算して6月以上個別支援計画作成の業務に従事した者で、指定

障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとする者（個別支援計画作成の業務に従事することについて、指定権者に事前に届出を行っている者に限る）。

5 受講申込

① 受講申込ページへのアクセス

次の URL から「徳島県電子自治体共同システム電子申請サービス」内の「令和7年度徳島県サービス管理責任者等研修（実践研修）受講申込」のページにアクセスしてください。

【受講申込フォーム】

https://apply.e-tumo.jp/pref-tokushima-u/offer/offerList_detail?tempSeq=15496

② メールアドレスの入力

連絡先メールアドレスの入力を求められますので、受講希望者本人と確実に連絡が取れるメールアドレスを入力してください。後日、事務局から受講に関する重要なお知らせ（日程や研修内容の変更、提出課題についてなど）をお送りすることがあります。

③ 必要事項の登録

入力完了後、アドレスに申込画面の URL を記載したメールが送信されます。記載されている URL にアクセスして必要事項を入力し、登録を完了させてください。

なお、迷惑メール対策等を行っている場合には、「pref-tokushima@apply.e-tumo.jp」からのメール受信が可能な設定に変更してください。

④ 受講申込完了の確認

必要事項の登録完了後、①で登録したメールアドレスに【申込完了通知】が自動送信されます。届かない場合は申込が完了しておりませんので御注意ください。

なお、申込締切日にはアクセスが集中することが予想されます。申込締切日以降は受付できませんので早めの申込をお勧めします。

⑤ 実務経験調査書等の提出

ア 「4 研修の対象者」の(1)又は(2)に該当する者（実務経験2年以上）

実務経験調査書 (※)	【様式1】サービス管理責任者として受講を希望する場合
	【様式2】児童発達支援管理責任者として受講を希望する場合

(※)サビ管・児発管の両方を希望する場合は、それぞれの様式の提出が必要です。

イ 「4 研修の対象者」の(3)に該当する者（実務経験6月以上）

①実務経験調査書 (※)	【様式3】サービス管理責任者として受講を希望する場合
	【様式4】児童発達支援管理責任者として受講を希望する場合
②個別支援計画(原案)の作成業務に関する届出書(写し)	指定権者（県障がい福祉課）に事前に届出を行い、受付印が押印された書面の写しを提出すること。ただし、やむを得ない事情によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、サービス管理責任者等とみなして従事し個別支援計画の作成業務を行う者については提出不要。

(※)サビ管・児発管の両方を希望する場合は、それぞれの様式の提出が必要です。

⑥ 申込に係る期限

ア 電子申請サービスへの必要事項の登録

令和7年12月10日(水)午後5時

イ 実務経験調査書等の提出(郵送又は持参:メール及びファクシミリ不可)

令和7年12月10日(水)午後5時必着

(提出先)〒770-0005

徳島県徳島市南矢三町2丁目1-59(徳島県立障がい者交流プラザ1階)

徳島県障がい者相談支援センター 地域支援・知的障がい担当

6 受講決定

受講の可否については、1月中旬を目途に徳島県障がい者相談支援センターにおいて決定し、「徳島県電子自治体共同システム電子申請サービス」により通知します。受講決定後メールにてお知らせしますので、申込内容照会(下記 URL)にアクセスし、申込時に自動送信されたメールで通知のあった整理番号とパスワードを入力して、各自御確認ください。

【申込内容照会 URL】

https://s-kantan.jp/pref-tokushima-u/inquiry/inquiry_initDisplay.action

なお、申込者多数の場合は、各事業所における優先順位等を考慮し、受講者を決定します。受講希望者の各事業所における優先順位を受講申込フォームに記入してください。

7 受講費用

受講料 3,000 円

受講決定後に納付書を送付しますので、納入期限までに納付してください。

受講料の納付がない場合、修了証書は交付できません。

※いかなる理由でも納付後の返金はできません。

8 修了証書

研修の全日程を修了した者には、修了証書を交付します。

本研修の修了証書は、申込フォームの「研修修了状況」に記入いただいた研修に基づいて交付されます。

(例:「サービス管理責任者研修(介護・知精・就労・身体分野)」又は「サービス管理責任者研修(基礎研修)」を修了済みの方には「サービス管理責任者研修(実践研修)」、「サービス管理責任者研修(児童分野)」又は「児童発達支援管理責任者研修(基礎研修)」を修了済みの方には「児童発達支援管理責任者研修(実践研修)」の修了証書が交付されます。)

受講申込フォームに入力された個人情報は、本研修の適切かつ円滑な実施の目的にのみ利用させていただきます。(研修修了者については、当センターが修了者名簿を作成し管理します。)

注1)原則として、30 分以上の遅刻、不在、早退等は、欠席とみなします。ただし、天候や交通機関の遅れ等によりやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

注2)受講態度が著しく不良である場合(居眠りや受講中の携帯電話の使用等)は、修了証書を交付できない場合があります。

注3)受講申込の内容に虚偽があった場合は、受講決定又は修了を取り消す場合があります。

9 その他

天候やその他の理由で変更あるいは中止する場合があります。変更等の状況については、県障がい者相談支援センターのホームページ上に掲載しますので、受講前には必ず御確認ください。

10 申込み・問合せ先

〒770-0005 徳島県徳島市南矢三町2丁目1-59(徳島県立障がい者交流プラザ1階)

徳島県障がい者相談支援センター 地域支援・知的障がい担当

電 話 088-631-8711 メールアドレス syougaisyasoudanshiensenta@pref.tokushima.lg.jp

11 研修会場

【A 日程】

徳島県立総合教育センター 3階 研修室2・3・4
徳島県板野郡板野町犬伏字東谷1-7

【周边地图】



【B 日程】

徳島県立総合福祉センター 5階 ホール
徳島市中昭和町1丁目2番地

【周边地图】

